

第2期うるま市子ども・子育て支援事業計画素案に関するパブリックコメントで寄せられたご意見と回答

～ご意見ありがとうございます～

■受付期間：令和2年2月21日（金）～令和2年3月4日（水）

■受付人数：4人

■意見数：5

No.	ページ	項目	ご意見	回答
1	12	3、教育・保育提供区域の設定 (2)うるま市における提供区域	地域の実情に応じニーズに対して偏りなく教育・保育施設等を整備するならば具志川地区だけを4中学校区に区分せず、石川地区も伊波中学校区と石川中学校区に区分し、更に与那城地区と勝連地区も同様に区分し8区域にして偏りのない・地域ニーズの教育・保育提供ではありませんか？	第2期子ども・子育て支援事業計画では、第1期計画の区域設定を引き継ぎ、教育・保育提供区域の設定について、子ども達や子育て家庭の日常生活圏及び子どもの人口等を考慮して設定しております。また、具志川地域は他の地域と比較して人口が過密であることから、さらに4中学校区と致しました。なお、教育・保育の提供については、その区域内でも偏りが無いように小学校区域毎に状況を把握していく予定です。
2	61	土曜日、日曜・祝日、長期休暇中の教育・保育サービスの利用	保護者の利用希望のアンケートの結果、土曜希望が高くなっていることに、子育て世代の親御さん達がどこが一番大変なのかあまりわからない所です。 リフレッシュしたい、自分の時間がほしいとか、どう思うのかどう考えるのか今一度私たちも考えていかなければと思います。 子どもにとって、一番にいつも一緒にいたいと思う気持ちに社会全体で考えたいとおもいます。	いただいたご意見について、こちらの情報提示が不足してた側面がありました。アンケート結果については、「利用希望の理由」についても調査を実施しており、土日祝日の利用理由として、「月に数回仕事が入るため」が59.2%との回答結果を、該当項目に追記し修正致しました。
3	102	(1)認定こども園普及についての考え方	うるま市は令和4年度までにすべての小学校附属幼稚園の認定こども園化（社会福祉法人立・公立）を計画しておりますが、多くのうるま市民が小学校附属幼稚園がすべてなくなるということを理解しているとは思えません。 実績のない認定こども園へすべて公立幼稚園を移行してはならない、拠点ごとに最低1園は、公立幼稚園を残すべきであると思います。 平成26年度までは教育委員会管轄の小学校附属幼稚園が主に5歳児のみの幼児教育を行い、保育園に対しても指導してきました。いまさら撤退は許せないと思います。沖縄県の私立幼稚園が普及しなかったのは、このような沖縄スタイルで教育委員会が進めた幼稚園制度の在り方にあり、公立幼稚園には責任があります。	第2期子ども・子育て支援事業計画では、6園が公立（公営）の認定こども園とする計画です。うるま市の幼児教育の充実とともに保育ニーズへの対応という、現在の子育て家庭が求める機能を強化・充実していくためには、これまでの市立幼稚園における幼児教育を継続しつつ、保育機能も兼ね備えた「認定こども園」への移行が効果的だと考えています。幼児教育・保育の無償化による利用量の拡大への対応として市立幼稚園の利活用が可能であり、本市では市立幼稚園の認定こども園移行を実施しております。また、民営化された認定こども園の保育の質についても、公立と変わらず本市が責任をもって指導していく保育研修体制を整えています。 これまでに市広報や地域説明会を開催していますが、十分ではないと側面があると考えており、今後も丁寧な説明を継続して実施してまいります。

No.	ページ	項目	ご意見	回答
4	106	第2節 子ども子育て支援事業関連方策3. 子どもの居場所づくりの(1)新・放課後子ども総合プラン①放課後児童クラブの充実について	<p>放課後児童クラブの質には、放課後児童支援員の給与の向上(保育士の国平均給与まで)と魅力ある職務であるとアピールすることが急務だと思います。(もちろん、保育士は正規雇用が多く放課後児童支援員は時給制を取るところも多い。同じ勤務時間など同条件で給与を調べて開示してほしい。)特に若い子が定年まで働けるような職場にするには現在の給与では厳しいと思います。市の予算から支援員に対して給与の補助を行うことを明文化すべきである。</p> <p>市も把握していると思いますが全体的に支援員の継続年数は保育士に比べるととても短くなっています。前提として、いくら市の児童クラブ指導員が適切な支援をしても事業を行う側の支援員が入れ替わり立ち代わりに辞めてしまうと絶対に質は下がる一方だと思います。市として離職率を調べ、適切な対応をすべきです。私の意見としてはやはり児童クラブの充実を求めるのであれば、国の予算の処遇改善では足りず、市として別予算で処遇改善を図るべきである。保育士には市独自の制度があると同プランに書いてあるのでできると思います。</p> <p>適正な運営とは、開所時間における支援体制の人数等の確認があると思うが、労働基準法に定められている運営はできているかどうか市は把握しているのだろうか？できていないのであれば市はどのような対策を行っているのか？市からの補助金・委託金を受けている側は支援の体制はそろえる必要はあるがその面だけに囚われて大元の「労働基準法」に引っかかっている意味がないと思う。違反していると明らかにわかる場合は市として適正な運営ができるように支援補助していただきたい。</p>	<p>ご意見の趣旨については「第2部基本施策第1章第2節子ども・子育て支援事業関連施策 3. こどもの居場所づくり」の「(1)①放課後児童クラブの充実について」に盛り込まれており、今後も各児童クラブの状況の把握に努め、適正な運営が図られるよう放課後児童クラブ指導員による訪問指導等を実施してまいります。放課後児童クラブ指導員の確保及び質の向上は本市としても重要な課題だと受け止めており、いただいたご意見については、放課後児童健全育成事業を進める上で、今後の参考にさせていただきます。</p>
5	108	同節(2)放課後の居場所における人材確保	<p>放課後児童支援員の確保も必要であります。プランにある内容だと現在児童クラブで働いている人のみが対象です。保育士や教員免許取得者、実務2年以上など条件がある以上放課後児童支援員の確保は各事業所の補助員を含む数が必要ではないでしょうか？要件を満たす職員が増えることで同プランが挙げる内容がつながるのではないのでしょうか？先ほどもあげたように、数を増やし講習を受けたとしても早期に退職が相次ぐ場合だと意味がないのではないのでしょうか。</p>	<p>ご意見の趣旨については「第2部基本施策第1章第2節子ども・子育て支援事業関連施策 3. こどもの居場所づくり」の「(2)放課後の居場所における人材確保(放課後児童支援、地域人材)」に盛り込まれており、放課後児童支援員及び補助員へ研修を実施し、確保に努めるとともに資質の向上を支援してまいります。また、子どもの安全で安心な居場所として放課後児童クラブが運営できるよう、いただいたご意見を放課後児童健全育成事業を進める上で、参考にさせていただきます。</p>